明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（八三）　七
○薬事法等の一部を改正する法律（八四）　一五
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律（八五）　一五
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（八六）　六〇

〔政　令〕
○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日を定める政令（三一六）　六二
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三一七）　六二
○統計法施行令の一部を改正する政令（三一八）　六三
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一九）　六三

〔省　令〕
○工業統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業五七）　六四

〔告　示〕
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（総務四三一）　六四

本号で公布された法令のあらまし

◇特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（法律第八三号）（国土交通省）

一　特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正関係

1　特定地域の指定

国土交通大臣は、特定の地域について、供給過剰であると認める場合等の要件を満たすときは、当該地域を特定地域として指定することができることとした。（第三条関係）

2　準特定地域の指定

国土交通大臣は、特定の地域について、供給過剰となるおそれがあると認める場合等の要件を満たすときは、当該地域を準特定地域として指定することができることとした。（第三条の二関係）

3　協議会

特定地域及び準特定地域において、協議会を組織することができることとし、当該協議会は、構成員が任意に加入し、又は脱退することができることとした。（第八条関係）

4　特定地域計画の作成及び実施

㈠　特定地域において組織された協議会は、適正化及び活性化を推進するための計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条の二関係）

㈡　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、認可特定地域計画及びそれに基づく行為には、不公正な取引方法を用いる場合等を除いて適用しないこととした。（第八条の四関係）

㈢　公正取引委員会は、認可特定地域計画の内容が、認可基準に適合しないものとなったと認めるときは、国土交通大臣に対し、認可特定地域計画の変更を命じ、又は認可を取り消さなければならないことを請求することができることとした。（第八条の六関係）

㈣　特定地域計画の認可があったときは、合意事業者（道路運送法第四条第一項の許可の取消しを受けた者その他国土交通省令で定める者を除く。以下同じ。）は、各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力等について定めた計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条の七関係）

5　合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置及び営業方法の制限に関する命令

国土交通大臣は、当該特定地域において、合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行うよう勧告することができることとするとともに、当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の全てに対し、営業方法の制限による供給輸送力の削減について定め、これに従うべきことを命ずることができることとした。（第八条の一〇及び第八条の一一関係）

6　特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例

㈠　国土交通大臣は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る営業区域が特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならないこととし、当該申請に係る営業区域が準特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、供給過剰とならないかどうか審査しなければならないこととすることとした。（第一四条の二及び第一四条の四関係）

㈡　一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができないこととした。（第一四条の三関係）